

(仮称) 郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン概要について

平成26年10月24日

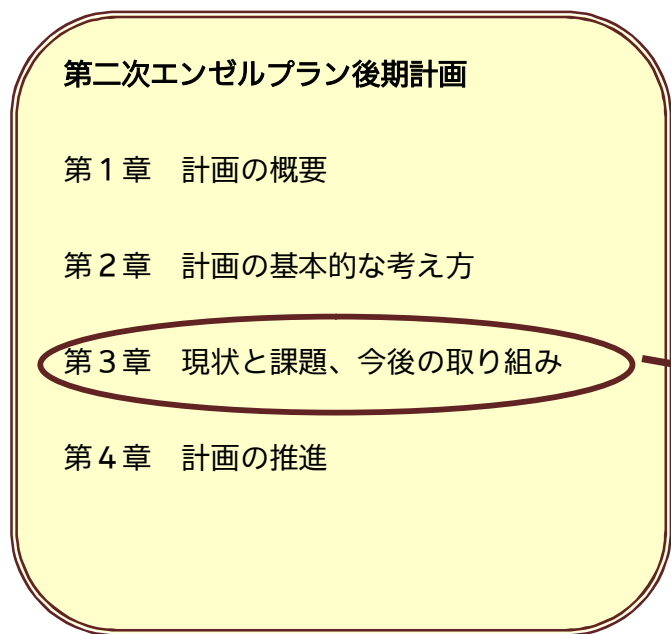
郡山市

1. 概要

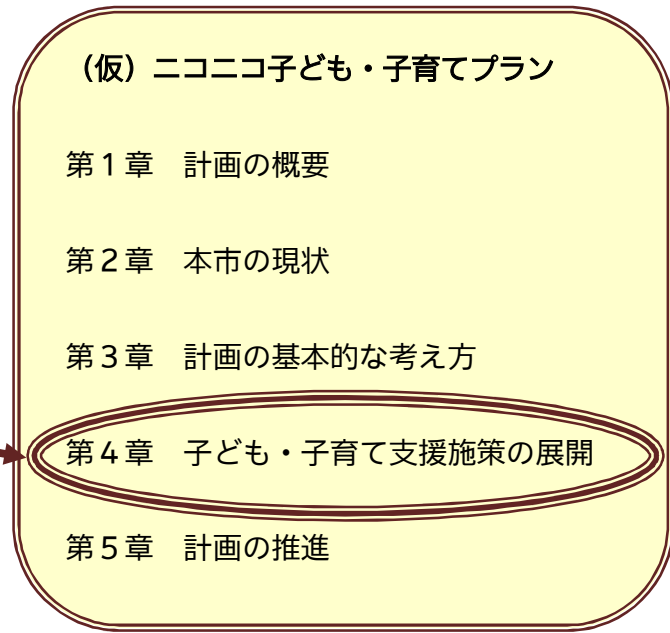
- 本市では、「次世代育成推進法」の市町村行動計画として策定された「郡山市第二次エンゼルプラン後期計画」に基づき、子ども及び子育て家庭の支援を推進している。しかし、それまでの長期的な少子化傾向に加え、核家族化の進行、共働き世帯の増加、保育所等の不足、さらには東日本大震災の発生による子どもの生活環境の変化等、課題が上積みされる状況となっている。このような状況の中、平成 24 年に「子ども・子育て支援法」が成立し、すべての家庭が安心して子育てできるために、質の高い幼児期の教育と保育の提供、待機児童の解消及び地域における子育て支援の充実を目指した事業計画を策定するものである。

保育所の整備
認定こども園の整備
小規模保育の整備 等

地域子育て支援センター
放課後児童クラブ
病児病後児保育 等

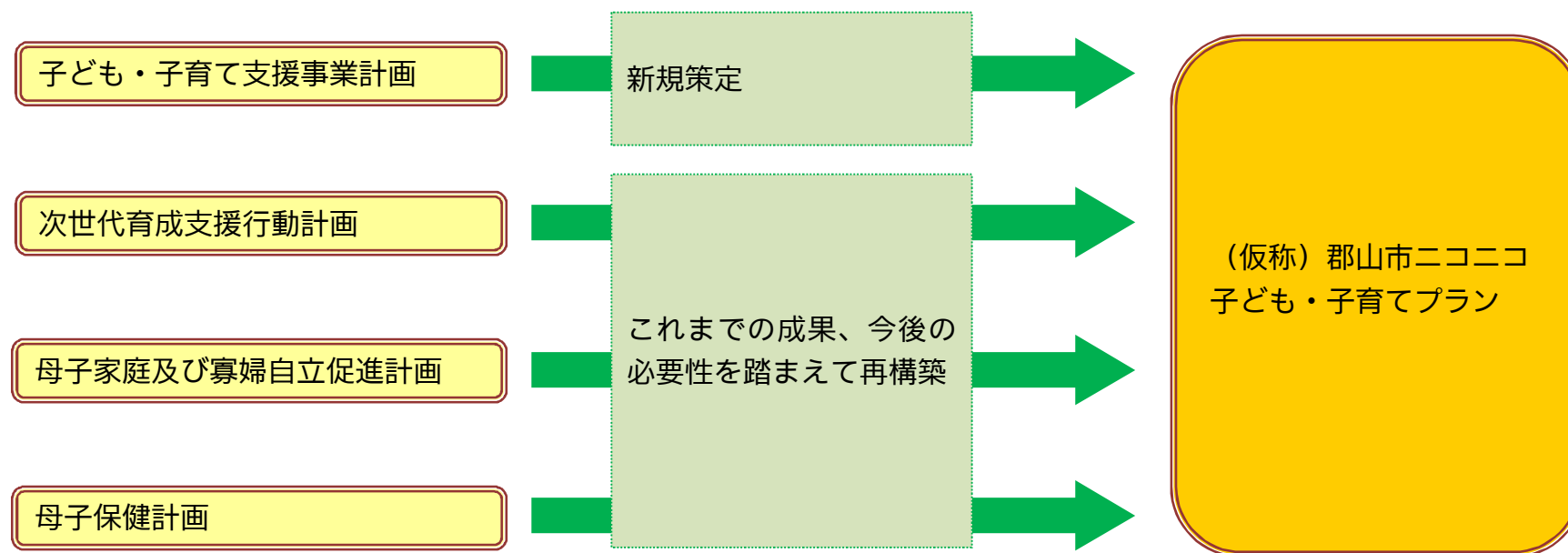


保育所等の整備計画について、ニーズを踏まえ、数値目標を設定



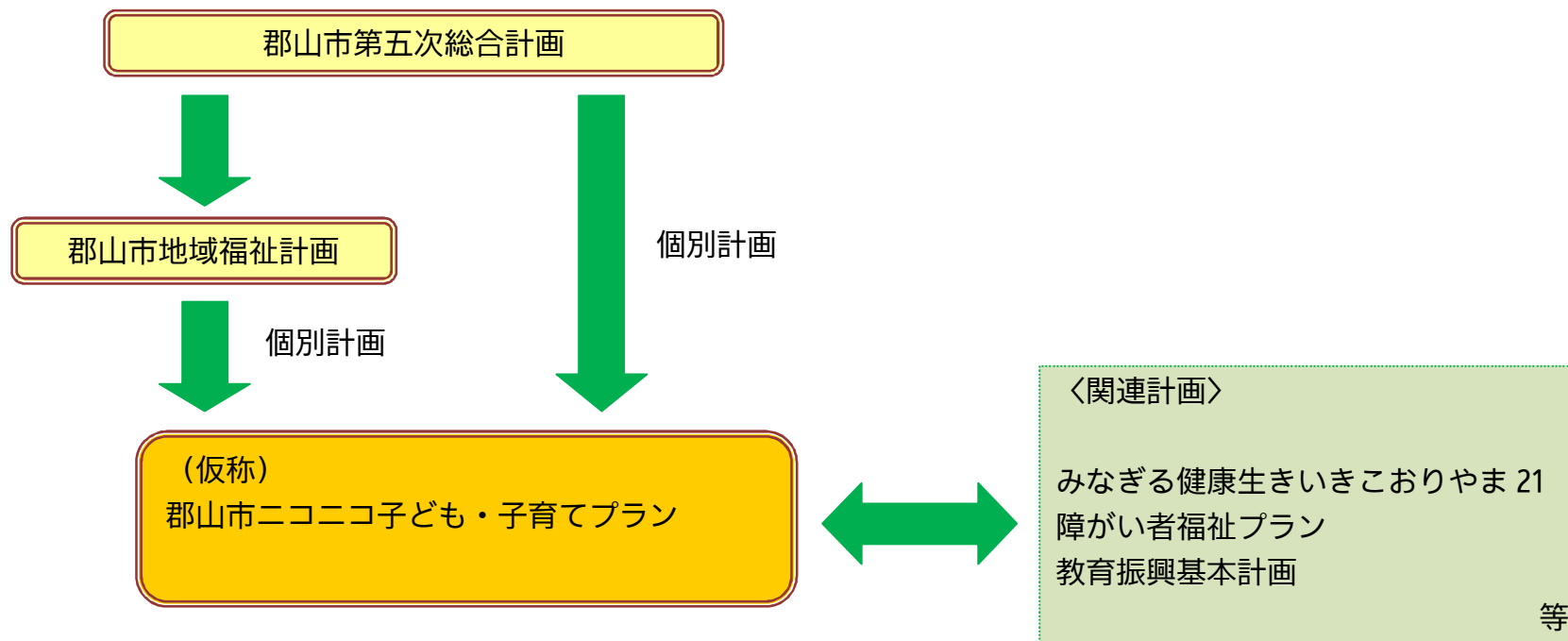
2. 本計画の法的根拠

- 本計画は、市町村において策定が義務付けられている子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するものである。
- また、さらに広範囲な子育て支援のため、改正次世代育成支援対策推進法第 8 条において、市町村の努力義務として規定されている「市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」、平成 8 年 5 月 1 日児母第 20 号厚生省児童家庭局母子保健課長通知において策定することとされた「母子保健計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条に規定されている「母子家庭及び寡婦自立促進計画」を包含する。



3. 本計画の位置付け

- 本計画は、郡山市第五次総合計画に位置づけられた子育て支援施策を推進するための個別計画であると同時に、保健福祉分野の理念計画である郡山市地域福祉計画の個別計画として位置づけられる。
- 本計画は、子育て支援に関する施策の基本的方向を示すものであり、住民をはじめ、保育所、学校、事業者、関係団体、行政がそれぞれの立場において、子どもの育ちと子育て家庭の支援に取り組むための指針となる。



4. 計画の期間

○ 本計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を計画期間とする。

H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
第二次エンゼルプラン (前期計画)		第二次エンゼルプラン (後期計画)					(仮称) 郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン				

5. 計画の内容

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

第2節 本計画の法的根拠、位置づけ

第3節 計画の期間

第4節 計画の対象

第2章 本市の現状

第1節 人口等に関する指標

第2節 子ども・子育て支援に関する指標

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 市町村子ども・子育て支援事業計画の基礎的事項
について

第2節 基本理念

第3節 基本目標

第4節 重点施策

第5節 施策体系

第4章 子ども・子育て支援施策の展開

施策領域1 子育て支援…教育・保育事業の充実、放課後児童対策の充実、地域における子育ての支援、子育て家庭への経済的支援

施策領域2 健康…安全・安心な妊娠・出産への支援、子どもや母親の健康の確保、思春期保健対策の充実、食育の推進、小児医療の充実

施策領域3 子どもに関する専門的な支援の充実…虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児施策の充実

施策領域4 職業生活と家庭生活との両立支援に向けた雇用環境の整備…仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた環境の整備、雇用環境の整備、男女共同参画社会の推進

施策領域5 子育て支援関連施策…学校教育の充実、家庭教育の充実と青少年の健全育成、居住環境の整備、都市環境の整備、子どもの安全・安心の確保

第5章 計画の推進

第1節 実施計画の策定

第2節 情報の提供

第3節 協働の推進

第4節 すこやか子育て基金の活用

6. 子ども・子育て支援法の基本指針との関係

○基本指針において、市町村事業計画の必須記載事項及び任意記載事項が定められている。

	基本指針	(仮称)郡山市ニコニコ 子ども・子育てプラン
必須記載事項	1 教育・保育提供区域の設定	第3章第1節
	2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	第4章施策領域1
	3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期	第4章施策領域1、2
	4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	第4章施策領域1 基本施策1(2)
任意記載事項	1 市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等	第1章 第3章第2、3節
	2 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項	第4章施策領域1、2、4 第5章第2節、
	3 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項	第4章施策領域3
	4 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項	第4章第施策領域4
	5 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期	第1章第3節
	6 市町村子ども・子育て支援事業計画の期間	第1章第3節
	7 市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価	第5章第1節

7. 第二次エンゼルプラン後期計画との比較

○子ども・子育て支援法基本指針において規定されている市町村事業計画の必須記載事項及び任意記載事項に基づき再編

おもな変更点

	郡山市第二次エンゼルプラン	(仮称) 郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン
○本市の現状	「第1章 計画の概要」の「第1節 計画策定の趣旨」に記載	「第2章 本市の現状」として記載。さらに、施設の利用者数などを「子ども・子育て支援に関する指標」として記載
○市町村子ども・子育て支援事業計画の基礎的事項について		量の見込み算出の前提となる人口推計、区域の設定などについて記載
○基本的視点	次世代育成推進法の市町村行動計画策定指針の記載項目	子ども・子育て支援法の基本指針に記載がないため削除
○重点施策		本市の子ども・子育て支援施策の重点項目を記載

郡山市第二次エンゼルプラン後期計画

(仮称) 郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン



8. 第二次エンゼルプラン後期計画施策体系との比較

○子ども・子育て支援法基本指針において規定されている市町村事業計画の体系に基づき整理

○さらに、本市において必要とされる子ども・子育て支援に関する施策を記載

おもな変更点

	郡山市第二次エンゼルプラン	(仮称) 郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン
○子育て支援	施策領域2として記載	施策領域1とし、教育・保育事業、地域子ども子育て支援事業に係る量の見込みと確保方策を記載
○健康		地域子ども・子育て支援事業のうち、母子保健に係る部分を記載
○子どもに関する専門的な支援の充実	「施策領域6 ひとり親家庭自立支援」と「施策領域7 支援が必要な児童への対応」として記載	専門的な支援の充実とし、1つの施策領域として記載
○子育て支援関連施策	「施策領域3 教育」「施策領域4 生活環境」として記載	子育て支援関連施策とし、1つの施策領域として記載

郡山市第二次エンゼルプラン後期計画

(仮称) 郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン

